

写

26食産第251号
26生畜第100号
26経営第158号
平成26年4月14日

別記86団体の長 殿
一般社団法人日本食鳥協会会長

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生により出荷等に影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、熊本県内で飼養されていた鶏について、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生が確認されたところです。

本病の発生に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの卵、家きん肉等の出荷ができなくなった養家きん農家、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、風評被害等が発生した場合において売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるよう、都道府県知事及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係会員に対し周知願います。

写

26食産第251号
26生畜第100号
26経営第158号
平成26年4月14日

都道府県知事 殿

農林水産省食料産業局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生により出荷等に影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

今般、熊本県内で飼養されていた鶏について、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の発生が確認されたところです。

本病の発生に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの卵、家きん肉等の出荷ができなくなった養家きん農家、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、風評被害等が発生した場合において売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、貸管下関係機関に対し、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金が円滑に融通されるとともに、個別の経営事情に応じ、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、適切な指導をお願い致します。

なお、関係機関に対して別添写しのとおり依頼したので申し添えます。